

学校外部評価の方法と課題 品川区の事例を中心に

樋口直宏*¹

要旨：本稿では、学校外部評価の方法と課題について、品川区の事例を中心に考察することを目的とした。具体的にはまず、学校外部評価に関する法制や外部評価の現状について、近年の改革動向および文部科学省が作成した「学校評価及び情報提供の実施状況」をもとに検討した。つぎに、品川区の教育改革と外部評価者制度について、「プラン21」における小中一貫教育や学校選択制等とともに、外部評価者制度の組織および流れを分析し、その位置づけを明確にした。その上で、評価活動の実際について、外部評価のねらいおよび国による「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」にある評価項目を取り上げながら、品川区での具体的な手続きを検討した。最後にこれらを通して、学校外部評価を行うにあたっての留意点や、評価のあり方に関する課題について考察した。

キーワード：学校評価、外部評価、品川区、プラン21

はじめに

学校での授業や教科外活動および学校経営等について、目標を設定しながら評価を行う学校評価は、今日、小・中学校においても幅広く行われるようになった。それは、学校の教職員による自己評価から、PTA や地域関係者あるいは学識経験者等による外部評価へと、その形態が広がりつつある。

「プラン21」と呼ばれるさまざまな教育改革を構想している東京都品川区においても、学校評価は改革の柱の一つとなっている。品川区では外部評価者制度として、2002（平成14）年度より区内全小・中学校において、それぞれ5名程度の外部評価者が委嘱され、区が作成した評価表にもとづく外部評価が行われている。筆者は、2003（平成15）年度より中学校および小学校各1校の外部評価委員を今日まで担当しており、両校の評価活動に携わる中で、学校評価のしくみや手続きについて理解するとともに、評価の過程で生じるさまざまな困難や課題についても知るところとなった。

そこで本稿では、学校外部評価の方法と課題について、筆者が関わった事例をもとにししながら明らかにすることを目的とする。具体的にはまず、学校外部評価に関する法制や実施状況、およびガイドラインについて国の資料をもとに検討する。つぎに、品川区の学校評価について、経緯や理念、評価の方法

* 1 立正大学心理学部

を中心に明らかにする。その上で、評価活動の実際について、評価の観点や具体的な手続きとともに分析する。これらを通して、学校外部評価を行うにあたっての留意点や、評価のあり方に関する課題について考察していく。

1. 学校評価をめぐる動向

(1) 「外部評価」に関する法制

日本における学校評価の動きは、戦後間もなくから見られる。具体的には、1951 (昭和26) 年に文部省内学校評価基準作成協議会によって、『中学校・高等学校学校評価の基準と手引：試案』が出版されるとともに、1953 (昭和28) 年には東京都教育委員会においても『学校評価基準 - 試案 -』が作られている¹⁾。その後も学校評価に関する研究は見られるが、実際の評価活動が活発になったのは、小・中・高等学校よりもむしろ大学における「自己点検・評価」であった。

大学評価についても、大学基準協会が1947 (昭和22) 年に設置される等、古くからの歴史を有する。だが評価活動が活発化する直接のきっかけとなったのは、1986 (昭和61) 年の臨時教育審議会第2次答申と、それを受けて1991 (平成3) 年に大綱化された大学設置基準による自己点検・評価の努力義務化である。その後、2002 (平成14) 年には学校教育法第69条の3において、自己点検・評価とともに認証評価機関による認証評価を受けることが義務化され、今日に至っている。

これに対して小・中・高等学校においては、まず2000 (平成12) 年1月に、学校教育法施行規則第23条の3の制定によって学校評議員制度が導入された。そこでは、校長が学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関して保護者や地域住民の意見を聞くことを通じ、地域に開かれた学校づくりを推進することがねらいとされている。また、2002 (平成14) 年4月に制定された「小学校設置基準」第2条においては、大学と同様に自己点検・評価とその公表が努力義務とされ、中学校設置基準および高等学校設置基準についても、同内容の条文が定められた。さらに2004 (平成16) 年9月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5) が改正され、教育委員会が指定する学校に学校運営協議会を置くことが可能となった。これは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って運営に直接参画する「コミュニティ・スクール」づくりをねらいとしている。具体的には、教育課程の編成等に関する方針について、学校運営協議会の承認を必要とすることや、運営および教職員の任用について意見を述べるができることといった点が特徴である。

このように、学校評価に限らず外部の者が学校に対して意見を述べる場が、さまざまな形で制度化されるようになった。しかし、中央教育審議会の地方教育行政部会まとめ「地方分権時代における教育委員会の在り方について」(2005 (平成17) 年1月) や義務教育特別部会審議経過報告 (その1) (2005 (平成17) 年5月) においては、学校での評価活動をさらに充実することが議論となった。これらを受けて、同年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、自己評価の義務化や外部評価の充実が提言された。また、首相官邸による「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(2005 (平成17) 年6月) においても、教育改革の方針として、評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入があげられ、その具体策として学校の学部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを2005 (平成17) 年度中に策定することが盛り込まれた。そして、これらの流れをふまえて、2006 (平成18) 年3月には、文部科学省によって「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成された

のである。

(2) 外部評価の現状

小・中・高等学校設置基準において学校の自己評価の実施と結果の公表や情報提供が規定された2002（平成14）年度以来、文部科学省では「学校評価及び情報提供の実施状況」を公表している。ここでは、2004（平成16）年度間の調査結果にもとづきながら、特に外部評価の現状を中心に検討する。

まず実施校については、公立学校総計で42274校が自己評価を、さらに34318校が外部評価を実施している。これは、それぞれ全体の96.5%および78.4%にあたり、前年度調査の94.6%および64.1%に比べて増加している。外部評価については、2002（平成14）年度の44.3%と比べると、実施校が3年間で2倍近くになっている。校種ごとの外部評価の内訳については、幼稚園44.8%（前年度30.3%）、小学校84.7%（前年度71.6%）、中学校82.8%（前年度69.1%）、高等学校76.7%（前年度55.9%）、盲・聾・養護学校77.2%（前年度59.9%）となっており、近年では高等学校での実施も多い。

外部評価の評価者については、公立学校では保護者が80.5%と最も多く、以下学校評議員（48.7%）、PTA役員（45.9%）、児童・生徒（42.5%）の順となっている。私立学校でも保護者（56.8%）が最も多いが、国立学校では学校評議員（79.8%）が最も多い点の特徴である。この他の評価者としては、連携小・中学校関係者、進路・進学先関係者、企業主、同窓会、学識経験者等があげられる。

外部評価の項目については、上位には学校行事、地域・家庭との連携、生徒指導、授業研究、健康・安全指導、情報の公開・発信等がある一方、校内研修・研究、校務分掌・校内組織、経理・文書管理、学校給食といった項目は少ない。またこれらの他に、土曜日補習、人権教育、教職員の外部対応などを評価項目とした学校もある。

自己評価および外部評価結果の公表については、公立学校の場合、学校便りの配布（71.3%）が最も多く、学校評議員に対する説明（60.9%）、保護者への説明会（40.3%）といった場も利用されている。さらに、ホームページや学校要覧への掲載、オープンスクール参観者への説明会等も私立学校に多く見られた。

以上のような手続きで自己評価および外部評価は実施されているが、そこで得られた成果を見ると、次年度の取組みの参考、改善点の明確化、教職員の共通理解の推進といった点が成果のあった内容としてあげられている。その一方で、保護者や地域住民の意識の変化、地域の協力の推進、児童・生徒の意識の変化といった点についてはそれほど多くない。このことから、評価結果を学校内部の改善に活用しているものの、外部評価の特色でもある学校と保護者・地域との連携といった点については、十分な成果が得られていないことがわかる。さらに、学校評価実施上の課題としては、評価項目の設定、学校評価の活用、評価基準の設定、評価結果の公表方法といった点があげられている。

2. 品川区の教育改革と外部評価者制度

(1) 「プラン21」による教育改革

品川区においては、1999（平成11）年6月に若月秀夫教育長が就任以来、「プラン21」と呼ばれる教育改革を実施している。そこでは、中央教育審議会においても強調された「特色ある学校づくり」のうち、特に教育活動の成果を基盤とした学校づくりがスローガンとされ、それに基づくさまざまな方針が

打ち出された。まず2000(平成12)年度からは、小学校においてブロック内から通学校を希望する学校選択制が全国に先がけて導入された。それに関連して、授業参観についても特定の日時に保護者を対象にして実施する従来の方式から、学校公開という形で学期ごとに1週間程度、地域住民も含めて自由に学校を参観する仕組みへと改められた。

これとともに「プラン21」のもう一つの特徴となったのが、小中一貫校「日野学園」の開設と、それに伴う小中一貫教育の全区展開である。「日野学園」は、従来の第二日野小学校敷地に新校舎を建築するとともに、そこに日野中学校を移転して2006(平成18)年度にできた学校である。そこでは小中の9年間を、4年-3年-2年の教育体系に分けて、5学年から教科担任制を実施する。また、中学生に対しても7・8・9年生と呼び、一貫教育を強調している。教育課程についても、小学校における英語学習の導入、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に代わる新教科「市民科」の実施、「ステップアップ学習」と呼ばれる選択学習等、独自の内容で行っている。小中一貫校は、2007(平成19)年度以降も5校の開校が予定されている。また、品川区は2003(平成15)年に構造改革特区(教育特区)として認定されており、小中一貫校以外の各小・中学校においても施設分離型連携校という形で、上記の教育課程を実施している²⁾。

この他にも、「スチューデント・シティ」「ファイナンス・パーク」と呼ばれる疑似経済体験活動や、品川区独自の学力定着度調査の実施、放課後学習等を支援するための「すまいるスクール」を全小学校に設置する等、施設、制度および授業のあらゆる面において、従来にない施策を実施している。そして、それらを含めた各学校の取り組みについて外部評価者が評価し、その結果を学校が受け止め改善するしくみが外部評価者制度である。

(2) 外部評価者制度

品川区の外部評価者制度は、2002(平成14)年度より開始されている。教育委員会が発行している「新しい学校評価の手引き」によれば、学校評価の趣旨として、「より客観性をもたせた新しい学校評価を実施して自校の教育活動のよさをアピールするとともに、さらなる学校改善を図っていくこと」があげられる³⁾。すなわち、「プラン21」で示した成果基盤型の特色ある学校づくりを実現するために、各学校は保護者や地域の人々にもみえる特色を打ち出し実践する。評価においては、それらについて内部による自己点検・評価とともに、外部からの意見も取り入れることでより客観性をもたせる。さらに、これらの評価が行われた後、各学校は次年度に向けての改善策や新たな実践事項を示すことで説明責任を果たし、保護者や地域住民と情報の共有化を図ることとされている。

外部評価者制度の組織および流れは、以下の通りである。なお、2006(平成18)年度以降については、新たに「専門外部評価委員会」が設けられ、従来の外部評価は「校区外部評価委員会」として位置づけられることになった。本稿では従来の外部評価の方法について、「品川区立小学校および中学校における外部評価実施要綱」および「品川区立小学校および中学校における外部評価実施基準」に沿って述べていく。

まず外部評価者の構成については、各学校のPTA関係者、地域団体関係者、および学識経験者の中から、各校8名以内で組織することとされている。また委員の中から委員長を互選することになっており、通常、学識経験者が担当している。委員の任期は、年度を単位として1年間となっていて、再任も

可能である。

委員会については、外部評価者委員会と、これとは別に外部評価に関する協議会がある。これらについて、年度の流れに沿って示すと、まず4月に外部評価委員委嘱式があり、その後各学校で学校評価説明会と第1回外部評価者委員会が同時に開催される。そこでは、校長が学校経営の基本的な考えを示し、評価表の説明を行う。6月には、外部評価者研修会が区教育委員会主催であり、全評価委員が参加する。またこの間、各委員はそれぞれ日常的に学校を訪問し、授業および行事などの教育活動を見学し、評価活動を行うこととされている。

8月には、第1回外部評価に関する協議会が開催される。外部評価に関する協議会においては、校長、教頭（副校長）、運営（企画）委員といった学校側の教職員と外部評価委員とが、学校の現状について懇談する。その後、2学期も見学等を続けながら、11月には学校側（管理職および教員）による内部評価が行われ、外部評価委員に示される。それを受けて、1月には第2回外部評価者委員会が開催され、評価報告書を作成する。評価報告書の作成については、各委員が個別に評価を行って持ち寄る場合や、外部評価者委員会を数回開催して合議する等、方法は委員会に任されている。そして2月に開催される第2回外部評価に関する協議会において、評価報告書が学校に提出される。各学校は評価報告書を受けて、それぞれの評価項目について「今後に向けての考え」を作成する。3月に行われる第3回外部評価者委員会では、校長も参加して「今後に向けての考え」について学校側から説明するとともに、次年度の経営案を提示する。

このように品川区の外部評価は、「プラン21」における特色ある学校づくりを客観的に評価するための手段として、他の取り組みと連動しながら積極的な位置づけがなされている点が特徴である。

3. 外部評価のねらいと方法

(1) 外部評価のねらい

学校評価に限らず、評価の位置づけとしてよく使われる考え方に、Plan-Do-Seeのサイクルがある。すなわち、計画に基づいて実行するだけでなく、さらに次の計画に生かすために評価が行われる。木岡は、この考え方を学校評価に援用するにあたって、Plan-Do-Check-Action (P-D-C-A) という新しいサイクルを提案している。それは、「状況把握と分析を通じて次なる一手を決め、その積み重ねによってよりよい事態をしだいに創っていくという形成的な指向」を強調した内容であり、従来の評価をCheckと位置づけ、Actionにあたる改善を明確にした点が特徴である⁴⁾。

先にも示したように、文部科学省では2006（平成18）年3月に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成した。このガイドラインおよびそれを紹介するためのパンフレットによれば、学校評価の目的として、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくり、教育の質の保証・向上の三点があげられている。それらをさらに具体化すれば、次の四点にまとめられる。

第一は、教育活動の改善である。P-D-C-Aのサイクルが強調されるのも、評価がそれだけにとどまらず、次の活動へと改善されるからに他ならない。それは、授業や教育活動に対する要望はもとより、教職員の組織体制、安全管理、施設・設備等、あらゆる点にわたる。外部評価を通じて、これらの要求は明確化されるとともに、それが具体的であるほど学校側も対応をあいまいにすることはできず、改善のための方針を明らかにするはずである。

第二は、教職員の意識改革である。学校が、教職員と児童・生徒との間での閉ざされた空間であり、外部者に見えにくいということは、以前から言われていることである。それが一概に悪いわけではないが、外部者に見られることによって、教職員の緊張感を生み出すことは間違いはない。また、教職員に不適切な態度や行為があった場合も、評価を通じてすぐに対応する必要に迫られる。さらに、内部においては気づかなかった点が指摘されたり、教職員の考え方や姿勢そのものが学校以外では通用しなかったりすることもあり得る。このように、特に外部評価が教職員の意欲を喚起し、意識改革に影響を及ぼすはずである。

第三は、保護者や地域住民の学校運営への参画、相互理解である。「開かれた学校づくり」を行うことは、学校の様子を外部に示し、評価や意見を仰ぐというだけにとどまらない。それは、学校の教育活動に保護者や地域住民も協力して、ともに児童・生徒を育てるということの意味する。学校運営協議会や「コミュニティ・スクール」という制度をとらなくとも、授業、特別活動、学校外や放課後の活動といったさまざまな場面で、保護者や地域住民が協力できることは数多くある。評価についても、欠点を指摘して改善を求める、あるいは、子どもや親にとって都合の良いサービスとなっているかを判断するだけでなく、自らも教育活動に関わりながら、何をすべきかを指摘していくことが必要となる。

第四は、教育の質の保証および学校に対する支援や条件整備である。評価によって、学校の長所および改善すべき点が明らかになったとしても、Actionにあたる改善が実際に行われなければ無意味である。各学校および教職員は、指摘を受け流すのではなく課題に誠実に向き合うことが求められるが、例えば施設設備の改善や教員増等の問題については、学校では予算および制度上対応できないこともある。したがってそれは学校だけでなく、その設置者である、例えば公立学校においては都道府県市町村にも関わってくる問題となる。学校評価の位置づけが重みを増すほど、学校に対する支援や条件整備についても、可能な範囲で行うというのではなく、実際に改善していくことが求められる。

(2) 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」における評価項目

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」では、評価項目および指標の例として、資料1のような10項目を立てている。また文部科学省では、このガイドラインに基づいて、「学校の第三者評価に関する実践研究」の実施を2006(平成18)年8月に決定した。これは、全国100校程度を対象として、国が委嘱する視学官等の専門家3名による学校の第三者評価を試行的に実施し、その成果を蓄積することによって適切な学校評価システムの構築を図ることを目的としている。その際、上記ガイドラインをさらに具体化した「第三者評価試行フォーマット」があわせて作成されている。

これらに示されている評価項目は、大きく「学校における教育の状況」、「学校の管理運営の状況」、「保護者、地域住民等との連携の状況」の三つに分けることができる。このうち「学校における教育の状況」については、教育課程・学習指導、生徒指導、進路指導、安全管理、保健管理、特別支援教育等がある。そこでは、指導目標、指導計画、授業時数といった基本的な情報、児童生徒の学力や体力、個に応じた指導、問題行動等への対応、教育相談や進路指導、学校安全や防災に関する計画、心のケアや健康相談、特別支援教育における交流教育や個別の指導計画等多岐にわたる項目があげられる。

また「学校の管理運営の状況」については、組織運営、研修、施設・設備といった内容があてはまる。具体的には、運営・責任体制、経理、校内・校外研修、施設・設備の活用や学習・生活環境の充実といっ

た点がこれにあたる。さらに「保護者、地域住民等との連携の状況」については、学校評議員や学校運営協議会などの実施、学校運営への保護者、地域住民の参画や協力等があげられる。

評価の基準について、「第三者評価試行フォーマット」においては、5（極めて優れている） - 4（非常に良い） - 3（良い） - 2（課題がある） - 1（課題が多く速やかな改善が必要）の5段階およびコメント欄への記述を基本としており、各項目ごとに具体例が示されている。そしてこれらの取り組みとは別に、文部科学省では「学校評価のガイドラインに基づく評価実践研究」もやっている。それは、

資料1 「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」における評価項目（例）

- | | |
|--|---|
| <p>1. 教育課程・学習指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導目標、指導計画、授業時数などの教育課程の編成・実施の状況 ・児童生徒の観点別学習状況の評価及び評定の結果 ・学力調査、運動や体力に関する調査の結果 ・児童生徒による授業評価の結果 ・個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などの個に応じた指導の充実状況 ・授業や教材の開発における外部人材の活用状況 ・地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源の活用状況 <p>2. 生徒指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導体制の整備状況 ・教育相談体制の整備状況 ・問題行動等の状況及びそれへの対応状況 ・児童生徒を対象とした生活習慣に関する調査の結果 <p>3. 進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導体制の状況 ・生徒の個人的資料の活用方法、進路情報の収集及び活用方法、生徒の能力・適性等の発見開発の方法 ・進路相談の実施状況 <p>4. 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校安全計画の作成・実施状況 ・危機管理マニュアルの作成・活用状況 ・学校防災計画の作成・実施状況 | <p>5. 保健管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画の作成・実施状況 ・健康診断の実施状況 ・心のケアの体制の整備状況や健康相談活動の実施状況 <p>6. 特別支援教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の整備状況 ・交流及び共同学習の実施状況 ・個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況 <p>7. 組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の明確な運営・責任体制の整備状況 ・経理の状況 ・情報管理の状況 <p>8. 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内における研修の実施体制の整備状況 ・校内研修の課題の設定状況 ・校内・校外研修の実施状況 <p>9. 保護者、地域住民との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員やPTAとの懇談や学校運営協議会などの実施状況 ・学校運営への保護者、地域住民の参画及び協力の状況 ・保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望 ・保護者、地域住民に対するアンケートの結果 <p>10. 施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の効果的な活用状況 ・施設・設備の点検等の実施状況 ・学習・生活環境の充実のための取組状況 |
|--|---|

都道府県教育委員会を通して市区町村の推進地域および協力校を委託し、それぞれが学校評価に関して特色ある実践に取り組む研究である。

(3) 品川区における評価方法

品川区の学校評価は、所定の書式からなる評価表および報告書によって行われる。評価項目は大きく、「学校の総体に関して」、「基礎学力の定着に関して」、「社会性・人間性の育成に関して」、「保護者・地域との連携に関して」、「独自の特色ある教育活動等に関して」の五つおよび「その他評価活動をして感じたこと」からなる。評価方法については、4段階評価（A = 良く当てはまる、B = 概ね当てはまる、C = どちらかという当てはまらない、D = 当てはまらない）、および特記事項についての自由記述で実施している。

第一の「学校の総体に関して」では、学校の姿、児童・生徒の姿、教職員の姿、教職員間の協力の姿、教職員と児童・生徒の関係、学校の環境整美について、8項目がある。例えば学校の姿については、保護者向けと地域向けとに分けて、それぞれ「学校の教育方針が保護者（地域）に分かりやすく説明されている」という設問になっている。筆者が担当した学校ではこれについて「学校前の掲示板を積極的に活用しており、また、地域健全育成協議会や地域懇談会において説明がなされ理解されつつある（評価B）」のように、地域との関わりを持つ場において学校が積極的に活動しているところを長所として評価した。また教職員の姿についての設問は、「保護者（地域）からの問い合わせや来校者に対して、教職員は誠実な対応をしている」であり、それに対する評価は、誰に相談すればよいかわからないという保護者の意見を反映して、「応対する姿勢はよい。外部に対する問い合わせの体制を明確にしてほしい（評価B）」となった。

第二の「基礎学力の定着に関して」については、児童・生徒の姿、教師の姿、授業の様子の3項目がある。教師の姿では、「教師は一人一人の理解状況に合わせて、基礎学力の定着を図るための指導を工夫している」という設問に対して、評価は「習熟度別学習等において、独自の教材・教具を使用する授業が増えている（評価A）」であった。その一方で授業の様子については、「話の聞き方や発表の仕方など、学習のルールが守られた中で授業が行われている」という設問に対して、評価は「おおむね良好であるが、学年によっては一部に学習習慣の身につけていない生徒が見られる（評価B）」であり、課題も示された。

第三の「社会性・人間性の育成に関して」では、児童・生徒の姿、教職員の姿、教職員と児童・生徒の関係、地域の方と児童・生徒の関係の4項目がある。児童・生徒の姿についての設問は、「校内での生活から、生徒は集団生活に必要なきまりや約束を守っている」であり、評価は「挨拶のできる生徒が増えてきており、学校全体に落ち着いた雰囲気を感じられる（評価B）」であった。これは前年度C評価の項目であり、前年度に比べると生徒の様子はよくなっているが、まだ不十分な点も見られ、それらを評価に盛り込むべく工夫した。また教職員と児童・生徒の関係についての設問である、「学校行事や生徒会活動、部活動等では、教職員と子どもたちは信頼関係のもとに生き生きと活動している。」については、伝統的に部活動がさかんであることをふまえて、「学級数減という状況の下で、教師と生徒の信頼関係が築かれ、積極的に各活動に取り組んでいる（評価B）」という評価がなされた。

第四の「保護者・地域との連携に関して」では、教職員の姿、教育活動への参加、学校からの発信の

3項目がある。これらはいずれも保護者向けと地域向けとに設問がわかれており、例えば教育活動への参加については、保護者向けの設問は「学校は保護者に、授業や行事など様々な教育活動への参加を呼びかけている」、地域向けの設問は「学校は、地域の人材や施設等を教育活動に生かしている」となっている。評価は、「公開授業を土曜日に設定する等の工夫が見られるとともに、体験学習等において地域の協力を得ている（評価B）」であり、「学校の総体に関して」で取り上げた内容とは異なる観点から、地域との連携について評価している。

第五の「独自の特色ある教育活動等に関して」については、各校が特色ある教育活動を取り上げて評価項目を設定するようになってきている。例えば筆者が担当した学校においては、学校長がカウンセリングに精通していたこともあり、「本校では、自分自身の良さや個性・能力の伸長を図るとともに他者の気持ちや立場を理解し、思いやりやいたわり、協力の態度の育成や関係調整能力・問題解決能力等の社会性の育成のために、カウンセリングの理念や技法を取り入れた体験的な学習等を総合的な学習の時間を中心に実施しています。このような学習は、適切な人間関係作りや社会性の育成、集団生活への適応などに役立っている」という設問ほか2項目があった。この設問についての評価は、学校側が積極的に取り組んでいるということもあり、「スクールカウンセラーとの連携・協力を積極的に推進する姿勢が見られ、学校の落ち着いた雰囲気反映している点は評価できる（評価A）」であった。

最後に「その他評価活動をして感じたこと」については、自由記述欄として設けられている。これまでの項目は外部評価委員の意見を議論によって統一していたが、ここでは各委員の意見をそのまま箇条書きの形でまとめている。内容についても「教職員の指導に対して、十分に答えられない生徒が出てきた点が、本年度の課題である」のようにやや厳しい意見や、「学校選択制および小中一貫教育をふまえた、小学校（生）に対するPRや働きかけを考えてほしい」のように、所定の評価項目に該当しない内容に関する指摘があった。

4. 評価にあたっての留意点

(1) 評価の方法

これまで検討してきた学校外部評価の状況および筆者が関わってきた経験をふまえて、ここでは評価にあたっての留意点について考察する。

まず評価の方法については、第一に学校へ足を運ぶことが基本となる。これは当然のことであるが、実際には外部評価委員の中にもPTAや近所に居住している方のように学校を訪問する機会が多い委員とそうではない委員とがいる。また学校側は常時参観を認めていても、委員一人で授業等の様子を見ることは、児童・生徒や教師および委員にとっても心理的に負担がかかる。そこで筆者の場合、学校公開や行事に合わせて学校を訪問するようにしている。先にも述べたように、学校公開はその期間中であらばどの授業を参観することも可能であり、学校の様子も通常に近い。また学校行事は教科外活動の一環であり、授業とは違う児童・生徒の一面を見ることができ、筆者の経験でも、中学校での入学式や合唱コンクールにおいて、男子生徒も女子と同様に大きな声で歌っていた姿を見て、その学校の伝統を感じる場面があった。この他にも、総合的な学習の時間や部活動等の補助をしながら、児童・生徒の様子を知ることが可能であろう。

第二は、観察、資料、聞き取りの相補的活用である。上述のように自らの観察が評価の基本となるが、

それには限界がある。また学校側の構想や個々の児童・生徒の思いなど、観察だけでは把握できない内容もある。そこでこれらを補完する手段として、資料および聞き取りを活用したい。このうち資料については、学校要覧、学校経営方針、学校だより、教育課程届、区が実施した学力調査の結果等があげられる。また必要であれば、目的や個人情報に配慮しながら他の資料を学校に請求することも可能であろう。これらの資料に記された内容や数値も参考にして、さらにその過程で不明な点があれば、学校側に質問する等の聞き取りを行い、学校の状況を把握することになる。例えば、先にあげた「カウンセリングの実践」や「小中一貫教育の取り組み」等については、観察する機会がなかったため、資料や聞き取りを通して状況を把握した。さらに、ある委員が観察していなくとも他の委員が観察していたり、各委員が保護者等から間接的に知ったりする情報もある。これらについても、事実関係を確認しながら、評価委員会の場において議論の対象とすることもあった。

第三は、評価における数値目標の設定と自由記述の活用についてである。評価を行う際、評価委員の間で最も難しく感じたことが、4段階（A - B - C - D）の違いについてである。それは評価者の個人差とともに、AとBの違いや各評価記号をつける際の指標といった基準に関わる問題でもある。この点については、行動目標や数値目標の導入が考えられており、それを実践している学校も多い⁵⁾。例えば、「時間を正確に守る」ということを目標としたい時には、どのような行動をとっていれば時間を正確に守っていることになるのかを考え、「チャイムが鳴ったときには教室に入っている」のように具体的な行動目標に置き換える。さらに、基準を明確にするために「チャイムが鳴ったときには80%以上の生徒が教室に入っている」のように数値目標を設定して、それに達しているかどうかによって評価を行っていくのである。ただしこの場合、評価基準を明確にするほど評価の観点も限定されてしまう。そこで、「教室の中で落ち着きのない生徒が見られた」のように、自由記述を活用して補足する。このような評価方法によって、評価委員の考えがより正確に伝わると思われる。

(2) 観察の視点

外部評価に限らず、学校の様子を観察するにあたっては、何らかの視点を持たなければ漫然と見過ごすことになりかねない。ここでは先に示した評価項目と関連させながら、どのような視点があるかを考えていきたい。

まず授業については、教師の指導法があげられる。具体的には、声の大きさ、児童・生徒への指名、発問や作業に関する指示の出し方、教材や資料の工夫、および板書といった点がある。また児童・生徒の態度についても、授業を受ける姿勢や私語の有無、指名による発言や自発的な発表、ノートや作業への取り組み、内容理解等がある。

次に教科外の活動については、部活動や行事に関する取り組みがある。前者については、技術や成績はもちろんであるが、授業と同様に、生徒の活動への取り組み方や集中の程度、時間や安全に関する姿勢等があげられる。また、教師の指示や上学年のリーダーシップといった、教師・生徒間の組織についても評価の対象となる。行事についても、生徒の積極性や自治的な活動に加えて、学年にふさわしい内容であるかという点や楽しんで取り組んでいるか等、教科外活動の本質をふまえているかについても観察の視点となる。

この他には、教職員の姿勢に関して、熱心さや誠実さ、指導の一貫性、礼儀や言葉遣い、服装等があ

げられる。また学校を取り巻く環境についても、機器備品の設置や配置、清掃の状況、掲示物や植栽の様子、安全に対する対策等がある。これらは学校の教育活動をほぼ網羅しているが、いずれも教師および児童・生徒が学校生活において留意すべき点であり、評価の視点というだけではなく、それぞれが目標とすべき内容にもなっている。

おわりに

情報公開やアカウントビリティ（説明責任）という考え方が定着した今日においては、教育界に対しても、学校評価によって透明性を高め、課題について改善することが求められるようになった。特に学校については、その閉鎖性や教師と児童・生徒との間にある教育的関係の構造から、学校評価に対する期待と要求は高いように思われる。

しかしその際注意すべき点は、評価者と評価される者との関係が、消費者と企業との関係のようにとらえられてはならないということである。消費者と企業との関係においては、商品やサービスが媒介となっており、評価はそれらの商品やサービスが消費者にとって満足いくものであるかという観点から行われる。だが学校評価にこの考え方をあてはめると、児童・生徒や保護者が消費者であり、学校および教職員はそれとは逆の立場から教育活動というサービスを提供することになってしまう。教育はそのようなサービスとは質が異なる営みであり、児童・生徒と教師との関係についても、両者は対立するのではなく共同して発達、成長していくべきである。

外部評価についても同様であり、外部から指摘を受けるというある種の緊張感が必要であっても、そのために表面的な取り繕いが行われたり、その準備のために日々の教育活動が妨げられたりするのは本末転倒である。評価を取り入れることによって、児童・生徒、保護者さらには教職員に対してこのような誤解を助長する可能性もあり、導入に際しては十分に配慮する必要がある。

したがって、外部評価はあくまでも学校改善を前提とした評価となるべきである。ただしそれは、学校の長所をほめるだけにとどまらない。窪田はイギリスの例をあげながら、評価者の立場を「批判してくれる友人（critical friends）」と位置づけているが、何が問題かを指摘することも学校改善においては必要となる⁶⁾。具体的には、視察のように現状や短所をそのまま述べるだけでなく、どう改善すべきかについての提案や新しいアイデアを示しながら評価することがのぞまれる。例えば「話を聞いていない生徒がいる」という現状について、「椅子に横向きに腰掛けている生徒があり、姿勢を正すようくり返し指導することが必要である」のように、評価においても具体的な行動で示すことがこれにあたる。また評価という行為にとらわれるあまり、現状および改善点を評価表に記すだけで、それ以上は抑制するという態度も評価委員の中には見られた。だが学校改善という立場からは、問題点や改善策についてときには直接学校側に伝えることも重要である。そのように考えると、名称は外部評価委員であっても、実質的には学校の関係者として位置づけられるべきであり、また委員自身もそのような意識で評価にあたる必要があるであろう。

先にも述べたように、品川区においてもこれまでの課題をふまえて、2006（平成18）年度より新しい学校評価制度へと移行した。評価表についても、従来の項目や基準を見直しながら、内部評価と外部評価が対照できる新しい様式となっている。特に品川区の場合、学校選択制と学校評価とが事実上連動しており、評価の結果が学校選択の資料として入学を考えている児童・生徒および保護者にも利用されて

いる。それゆえ、評価はこの点をも配慮して行われなければならない。特色ある学校づくり、教育活動の充実、学校選択の資料というそれぞれ異なる目的に対して、新しい学校評価制度がどのように機能するのかという点について、評価活動に携わりつつ検討することが今後の課題である。

注

- 1) 西村文男, 天笠茂, 堀井啓幸 (編) (2004). 『新・学校評価の論理と実践』. 教育出版, p.10.
- 2) 品川区教育委員会 (編著) (2005). 『品川区小中一貫教育要領』. 講談社.
- 3) 品川区教育委員会 (2005). 『品川区立小・中学校平成17年度新しい学校評価の手引き』. p. 1.
- 4) 木岡一明 (2003). 『新しい学校評価と組織マネジメント』. 第一法規, p.44.
- 5) 窪田眞二, 加須南小学校学校評価委員会 (編著) (2005). 『学校第三者評価の進め方』. 学陽書房, pp.12 - 16.
- 6) 同上書, pp.41 - 43.